

優良建設工事の林業事務所長表彰実施要領

第1 (目的)

この要領は、高知県林業振興・環境部が発注した建設工事について、施工技術・管理等に優れ、工事成績が優秀であった施工者等を表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者等の社会的評価を高め、建設産業の振興に資することを目的とする。

第2 (表彰)

表彰は、前年度に完成した安芸林業事務所、中央東林業事務所、中央西林業事務所、須崎林業事務所及び幡多林業事務所が所管した工事で、優れた成績を修めた施工者等について、当該林業事務所長が年1回行うものとする。

2 表彰の種類は、各林業事務所ごとに「所長賞」の1種類とする。

3 表彰の対象者は、企業、現場代理人、主任技術者または監理技術者とする。

第3 (表彰基準)

表彰は、前年度の完成検査に合格した当初請負金額が500万円以上の建設工事等について、工事成績評定が優秀であったものの中から、別に定める選考基準により選考して行うものとする。

第4 (表彰効力の失効)

次のいずれかに該当した場合は、表彰の効力が失効するものとする。

(1) 表彰実施年度の受賞日以降、当該年度末までに、受賞工事又は受賞企業が次の各号のいずれかに該当することとなった場合。

この場合は、現場代理人、主任技術者等に対する表彰も効力を失うものとする。

① 受賞工事の工事成績評定が高知県建設工事成績評定要綱第10条(評定の修正等)による修正で、80点未満となったとき。

② 建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止実施要綱に基づく指名停止(1ヶ月以上)及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避の処分等を受けたとき。

③ 企業(共同企業体の場合は全ての構成員)が施工した工事で死亡事故等重大な事故を起こしたとき。

④ 企業(共同企業体の場合は全ての構成員)が施工した工事の工事成績評定で65点未満があったとき。

⑤ 別に定める選考基準の第2(2)⑤に該当することが判明した場合。

(2) 過年度に「所長賞」を受賞した企業において、過失による粗雑工事(重大な瑕疵)、工事が原因での事故、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害、談合、高

知県暴力団排除条例違反及びその他表彰の効力を失うに十分な理由があるもの（以下「不正行為等」という。）が認定され、その処分（指名停止4月以上の期間）を受けた場合。

失効の対象は、平成27年度以降の受賞工事で、次のいずれか長い方とする。なお、この場合の現場代理人、主任技術者等への表彰効力については、現場代理人、主任技術者等が不正行為等に関与している場合を除き、表彰の効力は残るものとする。

- ① 不正行為等が認定された年度から不正行為等による処分を受けた年度の前年度までの受賞工事。
 - ② 不正行為等による処分を受けた前年度から過去3年間の受賞工事。
- (3) その他表彰の効力を失うに十分な理由がある場合。

この場合の現場代理人、主任技術者の表彰効力については、事案の重要性を勘案したうえで判断を行う。

第5 (その他)

林業事務所長表彰は、対象となる施工者に表彰受諾について事前に意思を確認し、表彰受諾の意思があるものに対して行うものとする。

- 2 林業事務所は、受賞した全ての工事について事務所のホームページに掲載するものとする。

附則

この要領は、平成27年1月26日より施行する。

この要領は、平成28年9月10日より施行する。

この要領は、平成30年10月17日より施行する。